

文教福祉常任委員会会議録

令和2年12月2日

寒 川 町 議 会

出席委員 横手委員長、中川副委員長

山蔦委員、佐藤（一）委員、青木委員、黒沢委員、細川委員、岸本委員、柳田委員、
太田委員

関口議長

説明者 伊藤健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、執行主査、秋庭副主幹

亀山福祉部長、長岡高齢介護課長、佐野副主幹、
亀井健康・スポーツ課長、大山副主幹、門脇主査

案 件

（連合審査会の開催について）

1. 「議案第75号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定について」
に係る連合審査会の開催について

（付託議案）

1. 議案第73号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について
2. 議案第76号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定について
3. 議案第74号 寒川町町営プールの指定管理者の指定について
4. 議案第77号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定について

午前9時00分 開会

【横手委員長】 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、連合審査会の開催についてが1件、付託議案4件でございますので、よろしくお願いいたします。

本日の進め方については次第のとおりでございますが、まず初めに、連合審査会の開催についてを議題とさせていただき、その後、付託議案の審査の順で行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず連合審査会の開催についてでございます。「議案第75号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定について」に係る連合審査会の開催についてを議題といたします。この件につきましては、私から説明させていただきます。

議案第75号は、皆様ご承知のとおり、11月26日の本会議において建設経済常任委員会に付託されておりますので、12月3日に開催される同委員会において審査される予定であります。しかし、この議案は、当委員会が所管するパンプトラックさむかわに関する事項についても含まれている議案でありますから、私としては、会議規則第65条に基づく連合審査会により建設経済常任委員会と当委員会との合同で審査する機会を設けたいと考えております。そこで本日皆様のご意見を伺うため議題とさせていただきました。皆様にご同意いただければ、当委員会から建設経済常任委員会へ連合審査会の開催について申入れをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 異議なしの声をいただきました。ご異議ないようですから、建設経済常任委員会に対し、会議規則第65条に基づき連合審査会を開催することについて申入れをすることに決定いたしました。

続いて、付託議案の審査に入ります。付託議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【横手委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第73号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 おはようございます。これより健康子ども部からの付託議案1、議案第73号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正についてのご審議をお願いいたします。11月26日、本会議にてご説明申し上げましたけれども、改めまして宮崎子育て支援課長よりご説明申し上げます。

【横手委員長】 宮崎子育て支援課長。

【宮崎子育て支援課長】 皆さん、おはようございます。それでは、議案第73号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について説明させていただきます。なお、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

現在町の小児医療費助成制度は、通院、入院ともに中学校3年生まで医療費の保険適用部分の自己負担分を助成し、一部負担金はなし、ゼロ歳を除き所得制限ありという内容で実施しているところですが、今回このうちの所得制限について、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に令和3年4月1日から廃止するため、関係条例及び規則を改正するものでございます。

タブレット資料01-1の3ページ条例新旧対照表をご覧ください。第3条の対象者でございます。同条第1項では、改正案としまして、本町の住民基本台帳に記録されている小児の後に「又は町長が特に認める小児」を加え、例えばDV避難のために住所変更しないまま転入してきた場合などに対応できるよう見直すものでございます。

次に、同条第3項において、所得制限に関する規定を定めておりますので、同条同項を削り、医療費助成に当たっての所得制限の適用を廃止するものでございます。

4ページをご覧くださいまして、附則でございます。第1項は、この条例を令和3年4月1日から施行することとするものです。第2項は、経過措置として、改正後の条例の規定は、施行日以降に受ける医療に関する給付について適用することを定めております。第3項は、準備行為として、改正条例の施行により新たに対象となる者の医療証の交付申請手続きは、施行日前においても行うことができるとい

うことを規定するものです。

続きまして、タブレット資料01－2 参考資料の5ページ、条例施行規則の新旧対照表をご覧ください。条例改正によって所得制限に係る規定が削られることに伴い、同条例施行規則の所得制限に関連する条項についても必要な改正を行いますので、そのことについて説明させていただきます。

5ページから7ページにかけて、現行の第3条では、所得の範囲を、第4条では、条例第3条第3項の規則で定める額を、第5条では、所得の額の計算方法をそれぞれ定めておりますが、改正案においてこれらを削ります。

7ページから8ページをご覧ください。現行の第3条から第5条までを削りますので、第6条以降の各条について3条ずつ繰り上げます。この際、現行の第10条第1項第3号において、医療証の交付申請書に添付する書類として対象者の前年の所得の状況を証する書類を規定しておりますが、改正案においてこの号を削り、第4号を第3号とします。

8ページでは、第1号様式から第8号様式までの条番号関係について、第6条以降の繰上げに伴って3条ずつ繰り上げております。この際、第1条様式においては、10ページをご覧いただきたいんですけども、10ページに記載のように、様式の裏面において、年分の所得の合計額、控除額、控除後の所得額、助成対象の可否の各欄を削り、第4号様式においては、今度は13ページをご覧いただきたいと思いますが、13ページに記載のように、④添付書類の欄の1月1日に町外に住んでいた場合は所得を証明する書類が必要である旨の記述と、その下の町記入欄から所得の合計額や控除額、助成の可否等に関する記述を削っております。

8ページにお戻りいただきまして、最後に附則でございます。第1項は、この規則を令和3年4月1日から施行することとするものです。第2項は、準備行為として、この規則が施行された際に改正前の規則の規定によりなされた申請があった場合に、その申請が無効とならないよう改正後の規則の規定によりなされたものとみなすことを定めております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

太田委員。

【太田委員】 それでは、1点だけお伺いしていきたいと思います。本会議場でも町長に質疑をさせていただきました。これまで町が言ってきた所得制限についての考え方、これを改めて来年4月1日から撤廃していくということでございます。私も9月の一般質問で、このコロナ禍の状況で、そういった今までの考えを改めてしっかりとこの部分について検討してはどうかということで、町長からも初めて前向きに検討していくというお答えをいただいたところですけれども、町長からも本会議場ではそういったことを検討した結果、そういった答えがございましたが、今までの政策を転換していくわけですので、その辺はどういった検討をされて今回この条例改正を議案として上程したのかをお伺いしたいと思います。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 そもそも小児医療費の助成制度については、家庭の経済的な理由で子どもが医療機関等を受診できないことがないようにという趣旨で実施している制度ですので、これまで世帯

構成に応じて一定の所得を上回る世帯のお子さんは、対象外とさせていただいてきたところがございます。これまでもいろんな場面で答弁させていただいているとおり、制度を安定的に運営していくということがありましたので、制度適用の対象年齢の見直しというのは行ってきましたが、所得制限そのものについては見直しを今までしてまいりませんでした。

そうした中で、近年少子化の進展というようなこともあって、小児医療費助成の制度そのものが少子化対策、あるいは人口増の施策において、自治体間で競争する部分のポイントの1つになっているという状況があって、県内でも、ご承知おきのとおり、半数を超える17の市町村で所得制限が既に撤廃されているという状況がございます。さらに本年度については、新型コロナウイルス感染症の影響ということもあって、非常に厳しい経済情勢がいつまで続くか見通せないという状況の中で、町民の収入も減少して、それが継続することが予測されるという状況がございます。こうしたことから、所得制限については見直す時期であろうという考えに至りました。

今後子育てしやすい町ということで、子育て世代の流入、それからそうした世代の定着、こういったものを目指すという上では、所得制限がないほうがよいというような判断をしたというところでございます。

以上です。

【横手委員長】 太田委員。

【太田委員】 分かりました。本当に大きく転換していただいたので、しっかりとこの制度を運営していただきたいと思います。迅速に対応していただいたことに敬意を表したいと思います。

以上です。

【横手委員長】 答弁はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

青木委員。

【青木委員】 今回所得制限撤廃ということで、今、太田委員もおっしゃったとおり、迅速な対応は本当によかったと思います。これまで限られた財源、今もおっしゃっていましたが、安定的に制度を継続するためという理由で、この転換で、コロナ禍の影響で所得制限撤廃に踏み切ったと今申しましたが、そうはいっても、来年コロナ禍の影響で減収が見込まれている中で、限られた財源というのもおっしゃっていますので、安定的にこの制度を継続していく点で、町として留意している点、今の考えというのを1つ伺います。

それと、今自治体間競争と言っていました。所得制限していく上で、今も17市町村が所得制限を撤廃しているということで、これは住民を呼び込むためには必要な事業だという認識は今分かりました。なんですが、町長も、9月の決算でそう言っていたかなと思うんですけど、そうであれば、自治体間競争の認識があったとすれば、もっと早く撤廃するべきだったんじゃないかなという考えでいるんですけど、その点はどういう見解なんでしょうか。

それと、あと所得制限によって職員の皆さんの負担というのは軽減になるんでしょうか。その点についてもお尋ねします。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 ありがとうございます。まず1点目、留意している点というところ、で申し上げると、医療費が一義的には印象として掛からなくなるようなイメージになりますから、それが基で医療機関に皆さんがちょっとしたことで、すぐ受診するとか、そういったことのないように適正受診という部分で、そういったことは促してまいりたいなと思っております。そうすることで必要な経費がかさまないようにといいますか、助成額が膨らんでいかにないように気をつけていきたいと思っています。

それから2点目で自治体間競争でいえば、もっと早くやっておけばというような部分に関しては、その部分はそういうお考えも当然あるかとは思いますが、今までも申し上げてきたとおり、その部分は、これまでは安定的な制度の運営というところで、所得制限は必要という判断をしておりましたので、今回このタイミングになったということでございます。

それから、3点目の職員の負担につきましては、今まで制限があることに伴って医療証の対象となる申請をいただくかどうかというところで、年齢が変わるときに自動更新する部分があって、そのときに所得の判定というのをしていましたので、その部分の負担は減るのかなと思っておりますが、それ以外の部分については、そう大きくは変わらないと思っております。

以上です。

【横手委員長】 青木委員。

【青木委員】 分かりました。1つ目については、留意している点では、適正受診を促すということで、その点についてどういった周知をしていくかということ、をまず1つお聞きすると、やはり安定的なということで、なかなか踏み切れなかったのかなというのは理解しましたが、皆さん本当に喜んで、影響が、たしか560人でしたかね。560の方が喜んでいてということはあるので、もう少し本当はやって、自分たちもずっと言っていたので、実現したことは本当に嬉しいんですけども、もう少し早くできなかったのかなということはありませんでした。それは感想ですけども、それと3つ目についても、多少この事業が軽減になるということは理解しましたので、1つ目の適正受診を促すということについてお尋ねします。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 適正受診の周知については、毎月医療証をその月対象になった方に送りますので、そのときなどに一文入れたような形で周知を図ってまいりたいと思っております。

【横手委員長】 青木委員、若干つじつまが合っていないくて、今回補正予算に反対されましたよね。今回の小児医療費の所得制限の撤廃について、事務費とか、それからコンピュータに関するいろいろな事務経費が入っていた中で反対されたので、今の発言はどうでしょうね。正直言って、つじつまが合っていないように思いましたが、それはよろしいとしましょう。それでは、次に質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 所得制限撤廃の件については、うちの会派は同僚議員が質問しましたので、事務的というか、中身についてお聞きしたいと思います。条例の改正の中で、「又は町長が特に認める小児」という文言が加わりました。先ほど課長の説明で、例えばDV等で住所を移さずに避難してこられた方と

かにも対応しますというお話がありましたが、そういう方の把握というのは、福祉課等としっかりと連携して、すぐに把握ができる体制になっているのかどうかということと、あと資料で一番最後のページにスケジュールがあります。この中に、3月上旬に新たな対象者へ申請書を送付します、下旬に医療証を交付しますということです。医療証を交付しなければいけないので、申請手続きがこれまで所得制限の対象となっていた方たちには申請をしていただかなきゃいけないという中で、これまでもこういうスケジュールでやっていたのかなとは思いますが、月上旬の申請で下旬の交付となると、相当この期間が短いように感じるんですが、例えば申請が遅れた場合、どうしても4月1日から受けられない方とかも出てしまうのかどうかということと、あと、もし1回目の申請手続きがなされなかった場合については、勧奨されてもう一回やって、町の小児を育成しているご家庭には必ず申請していただくような態勢が取られるのかどうか、その辺の確認だけさせていただきたいと思います。

【横手委員長】 秋庭副主幹。

【秋庭副主幹】 DVの把握の件なんですけれども、窓口で児童手当とか、児童扶養手当の相談に必ずというか、DVで避難されることもありますので、そこで状況は把握している状況になります。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 2点目以降のスケジュール的な部分等についてですけれども、今3月上旬という形で書かせていただいていますので、これについては、このぐらいのタイミングであればぎりぎり間に合うだろうと見込んでいるタイミングですので、大丈夫と考えております。

もしここで申請が漏れた方とか、そういう方につきましては、病院に実際かかれてということになれば、今度償還払いとかもできますので、一応出して申請が来なかった方については、把握ができますので、それについては一言入れていくとか、そういうことは考えていきたいと思います。

【横手委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 分かりました。1つ目の、特に町長が認める小児の中で、今、例としてDVの避難された方というお話があったんですが、いろんなケースがあって、我々もいろいろな相談を受けるんですが、例えば離婚調停中で別居されている、経済的な負担がなかなかされていないケースがもしあった場合、そういうのは相談の対象になるのどうか、町長が特に認める児童の対象になるのかどうか、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今ご質問いただいた詳細な部分については、私どもでもどういうケースが果たして生じるかというのは、そういったレアケースが出てきたときでないと判断がつかない部分もあるかなとは思っておりますので、今この場面で具体的にお答えするのは控えさせていただければと思いますが、ただ、こうやって文言を入れた以上は、我々としてもどういったものというのは、あらかじめある程度の想定はきちんと作って臨んでいきたいなとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

細川委員。

【細川委員】 私は、小児医療費の所得制限撤廃は、遅きに失したかなという観点でおります。これ

まで一貫して主張してきましたから、そういった点で非常に歓迎だということで、町民というか、保護者のご意見とか、そういうのは聞いていらっしゃると思います。これに関してこれまでにいろいろ要望があったのかどうか、その辺についてお聞きしたい。それから、先ほど委員長の発言で、今回の補正予算に反対したということでもあります。確かに反対しました。それは全体的にこういうことです。一部の……。

【横手委員長】 それは討論の場でやるべきだったんじゃないでしょうか。ですから、ここで言うべきではないと思います。

【細川委員】 分かりました。じゃ、討論の中でやりましょうか。委員長が同僚に対するそういう問題がありましたら、一言つけ加えました。

以上。

【横手委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 所得制限の撤廃についての要望は、町長への手紙とか、そういう中でもございましたので、それについてはそういうお声はあったという回答になります。

以上です。

【横手委員長】 細川委員、よろしいですか。ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて、議案第76号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 皆さん、おはようございます。それでは、福祉部高齢介護課から付託議案が1件ございますので、よろしくお願いいたします。付託議案2、議案第76号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定についてでございます。指定管理者を公益社団法人寒川シルバー人材センターとし、指定の期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とするものでございます。詳細につきましては、長岡課長がご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【横手委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 おはようございます。それでは、寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。福祉部長の説明と重複するところもございますが、ご了承いただけますようよろしくお願いいたします。

最初に提案の理由です。地方自治法第244条の2第6項に、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されております。寒川町小動にあります寒川町ふれあいセンターの現行の指定期間が来年3月31日をもって期間満了となります。これに伴いまして、令和3年4月からの指定管理者を指定いたしたく提案

するものでございます。

議案の内容です。管理を行わせる施設の名称は、寒川町ふれあいセンター、指定管理者は、公益社団法人寒川町シルバー人材センターです。指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間です。指定管理者の選定理由です。

タブレット資料02－2資料1 指定管理者候補者選定の経緯と概要をご覧ください。このたびは寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条に基づき指定管理者の公募を行いました。これに本候補者の寒川町シルバー人材センター1団体のみの応募がございました。これを受けまして、令和2年10月26日開催の令和2年度第2回寒川町指定管理者選定委員会会議において審議が行われ、選定基準に基づく採点により合計得点が標準点と設定されました630点を上回る691点を得たため、選定委員会では、町シルバー人材センターを候補者に選定し、同委員会からその旨の答申が行われ、その後、正式に指定管理者候補に決定いたしました。指定管理者の募集要項等は、タブレット資料02－3資料2のとおりでございます。

指定管理者が管理運営を行う施設、寒川町ふれあいセンターは、高齢者の社会参加、地域交流等を行うことにより高齢者の介護予防事業等の推進を図るための施設として、平成15年4月10日に開所いたしました。敷地面積は1,951.34平方メートル、延べ床面積は1,139.41平方メートル、建物は鉄骨造2階建てです。当センターの管理運営につきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたし、当初から現在まで指定管理者は公益社団法人寒川町シルバー人材センターが行っております。

シルバー人材センターの概要は、タブレット資料02－4資料3のとおりです。本資料の13分の11ページ目には法人の概要、12ページ目には組織図、13ページ目には寒川町シルバー人材センター役員名簿がございました。また、指定管理者の行う業務につきましては、寒川町ふれあいセンターを町民の元気で健やかなシルバーライフを支援する場所、施設として運営管理を実施するものです。高齢者福祉施設として会館業務を実施し、高齢者及び高齢者福祉事業に係る者に活動の場を提供、高齢者の社会参加、地域の交流等を行うことにより、高齢者の介護予防事業等の推進を図るものでございます。これらにつきましては、タブレット資料02－5資料4事業計画のとおりとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、質疑なしと認めます。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第74号 寒川町町営プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第74号 寒川町町営プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての

説明を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、付託議案3、議案第74号 寒川町町営プールの指定管理者の指定についてのご審議をお願いいたします。それでは、亀井健康・スポーツ課長よりご説明申し上げます。

【横手委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、議案第74号 寒川町町営プールの指定管理者の指定についてご説明いたします。寒川町営プールにつきましては、令和3年度の再開に向け、現在整備を進めているところですが、再開後につきましては、指定管理者による施設の運営管理とすることから、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき公募し、候補者を選定しましたので、その指定についてご審議いただくものでございます。

それでは、タブレット資料03-1 議案第74号寒川町町営プールの指定管理者の指定についてをご覧ください。公の施設の名称は、寒川町営プール、指定管理の候補者は、共同事業体でハヤシグループでございます。共同事業体を構成する代表企業は、神奈川県茅ヶ崎市松浪一丁目8番14号松浪ビル2階株式会社ハヤシ代表取締役林 正浩、構成員は、神奈川県茅ヶ崎市若松町12番1号株式会社林水泳教室代表取締役林 正基でございます。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、そして提案の理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案するものでございます。

資料2ページから9ページにつきましては、共同事業体を構成する2団体の履歴事項全部証明書、10ページから12ページは、共同事業体協定書となっております。

タブレット資料03-2 資料1 結果概要、答申、審査結果をご覧ください。指定管理者候補者選定結果についての概要でございます。令和2年10月30日金曜日に開催されました令和2年度第3回寒川町指定管理者選定委員会において、申請のありました3団体によるプレゼンテーションを実施、そしてその後、外部委員4人を含む8人の委員による審査が行われました。選定に当たりましては、審査基準が設けられており、本件につきましては、委員1人当たり165点満点、合計で1,320点満点の採点により候補者の順位が決定されるものでございます。そして審査の結果1位が1,021点を獲得した林グループ、2位が960点のシンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体、そして3位が790点のその他1団体となったことから、1位の林グループが本件の候補者として選定されました。

資料2ページをご覧ください。こちらは寒川町指定管理者選定委員会から町長に宛てられた審査の結果についての答申でございます。

続いて、資料3ページをご覧ください。3、採点の結果でございます。林グループは、21の採点項目のうち18項目において単独の1位、1項目において同点の1位となっており、全体的に高得点を獲得してございます。特に町として重視している住民サービスの向上など、倍率が2倍となっている12の項目においても10項目で1位となっていることから、町の施設の活用について十分に理解しているものと考えてございます。

なお、林グループが獲得した1,021点は、満点の77.3%に当たる評価となっております。

続きまして、タブレット資料03-3 資料2 募集要項、仕様書、審査基準、リスク分担表、備品リストをご覧ください。資料1ページから11ページが、指定管理者公募の際の募集要項、12ページから14ペー

ジが業務仕様書、15ページが審査基準、16ページがリスクの分担表、17ページが管理する備品の一覧表でございます。

次に、タブレット資料03ー4資料3申請書、協定書、法人概要、事業実績書をご覧ください。資料1ページは、林グループにより提出された申請書でございます。

資料2ページをご覧ください。こちらは林グループを構成する株式会社ハヤシと株式会社林水泳教室が、申請に当たりまして令和2年10月13日に締結した共同事業体協定書でございます。

続いて、資料5ページをご覧ください。業務の分担につきましては、株式会社ハヤシが総括業務及び運営維持管理に関することを、株式会社林水泳教室が自主事業に関することを受け持つこととなっております。

資料6ページ、7ページにつきましては、両法人の概要で、8ページ以降につきましては、法人が有する資格や創立から現在の沿革、そしてこれまでの事業実績等が示されたものでございます。実績としましては、湘南エリアを中心にプールだけではなく体育館、トレーニングジムの運営業務や介護予防、健康づくりという事業も手がけてございます。

続きまして、タブレット資料03ー5資料4事業契約書をご覧ください。なお、これから事業計画書の概要についてご説明いたしますが、寒川町情報公開条例第5条の規定に基づき、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに係る部分につきましては、選定者の意向によりマスキングしておりますので、ご了承ください。

それでは、資料2ページをご覧ください。当事業計画書は6つの項目で構成されており、1つ目が事業実施の基本的な方針、2つ目が経費の削減、3つ目が適切な管理、4つ目が個人情報の取扱い、5つ目が地域の活性化、そして6つ目が、利用者側に立った運営についての記載がされてございます。

まず、資料3ページから12ページは、1つ目の項目、事業実施の基本的な方針についてでございます。主な内容は、事業実施のテーマ、8つの基本的な取組方針、サービスの向上、人材育成、感染症防止対策、具体的な自主事業、安全管理などとなっております。

続きまして、13ページから25ページにつきましては、2つ目の項目、経費の削減についてでございます。主な内容は、指定管理期間である5年間の収支計画、収入目標の設定、自主事業収支計画と実施内容、業務の再委託、具体的な経費削減計画、そして利用促進計画、人員配置などとなっております。

続いて、25ページから41ページは、3つ目の項目、適切な管理についてでございます。主な内容は、事業実施及びマネジメント体制、適切な人員配置、雇用体制、町民ニーズの把握、広報宣伝活動、危機管理体制、安全確保、設備の保守点検などとなっております。

続いて、42ページから45ページは、4つ目の項目、個人情報の取扱いについてでございます。主な内容は、個人情報保護の方針とチェック体制、マニュアルの策定、セキュリティ管理、個人情報保護に関する研修などとなっております。

続いて、46ページから50ページは、5つ目の項目、地域の活性化についてでございます。主な内容は、地域環境の取組、地域連携の取組、地域経済の活性化、イベント協力、地域団体との連携などとなっております。

続いて、51ページは、6つ目の項目、利用者側に立った運営についてでございます。主な内容は、平

等公平利用、ユニバーサルサービス、説明責任、トラブルの再発防止などとなっております。事業計画の内容については以上でございます。

最後に、平成25年7月に供用を休止してから8年間町営プールから子どもたちの歓声がなくなり、とても寂しい思いをしておりましたが、ここで町営プールが再開することとなり、また以前の活気が戻ってくることを期待されるところでございます。再開後は指定管理者としっかりと連携し、町民の皆様の健康増進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第74号 寒川町町営プールの指定管理者の指定についての説明を終わります。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

岸本委員。

【岸本委員】 事業計画書に沿って質問させていただきますが、特に我々のこの委員会でもよく話をしていたプールを開いている時期以外の活用について、地域活性化につながるというところで、様々提案されていて、特にマスキングされている部分が少なかったのが、よく分かったというのが感想でございますが、そんな中で、既存の町営プールを利用して、地域の様々な寒川町内でもスポーツのコンテンツがあると思います。この例に示されている2業者がございしますが、それ以外にも今後はつながる計画があるのか、そういったことを町として、提案というか、依頼するようなそういう場所があるのかどうか、まずその点についてお聞かせください。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 プール開場以外の期間中につきまして、以前説明で多目的広場ということで、短い芝目の多目的スペースを設けております。それというのは、プール開場期間外の利用も促進できるよということ設定したものでございます。今回林グループで提案された自主事業、事業計画以外のものについても、町としても利用したいものがございしますので、その辺は地域の団体等と連携をしっかりと深めて、ここにはない事業もどんどん採り入れて、スポーツの振興に努めていきたいと考えてございます。

【横手委員長】 岸本委員。

【岸本委員】 分かりました。そんな中で、以前はたしかカヌーの教室をやっていたように思われますが、今後カヌー教室であるとか、町独自でと言いましたが、そういったものも取り入れて、寒川の魅力に資するような場所になるような、そのことを取り入れるような考えが、このハヤシグループさんにはあるのかどうか、その点についてお聞かせください。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 選定後に企業の方とお話しする機会がありました。町としても、寒川総合スポーツクラブで、田端スポーツ公園の親水広場から相模川に繰り出すという事業をしています。その前段でプールを使った練習というんですね。そういう教室を以前開いていたんですね。それが今なくなったところで学校を使っていたんですけど、今回再開しますので、また町営プールを活用していきたいと思います。その辺の話をしたら、それは大丈夫ということでご返事いただいておりますので、もし今後指定管理となった場合には、そういった形で事業を進めていきたいと考えてございます。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第77号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、付託議案第4、議案第77号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定についてのご審議をお願いいたします。引き続きまして、亀井健康・スポーツ課長よりご説明申し上げます。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、議案第77号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定についてご説明いたします。田端スポーツ公園につきましては、現在指定管理者による施設の運営管理を行っておりますが、その指定期間が令和3年3月31日をもちまして満了となることから、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の指定管理について、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募し、候補者を選定いたしましたので、その指定についてご審議いただくものでございます。

それでは、タブレット資料04－1 議案第77号田端スポーツ公園の指定管理者の指定についてをご覧ください。公の施設の名称は、田端スポーツ公園、指定管理の候補者は、共同事業体で静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体でございます。共同事業体を構成する代表企業は、静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目23番9号静岡ビル保善株式会社代表取締役石井宏司、構成員は、東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号シンコースポーツ株式会社代表取締役石崎健太でございます。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、そして提案の理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

資料2ページから13ページは、共同事業体を構成する2団体の履歴事項全部証明書、14ページから17ページは、田端スポーツ公園指定管理業務に関する協定書となっております。

タブレット資料04－2 資料1 結果概要、答申、申請結果をご覧ください。指定管理者候補者選定結果についての概要でございます。令和2年10月31日金曜日に開催されました令和2年度第3回寒川町指定管理者選定委員会において申請のありました1団体によるプレゼンテーションを実施、そしてその後、外部委員会4人を含む8人の委員による審査が行われました。

選定については、審査基準が設けられており、本件につきましては、委員1人当たり200点満点、合計で1,600点満点の採点で行われましたが、申請団体が1団体ということから、満点の60%に当たる標準点960点を超えることを条件に候補者として決定されるものでございます。そして審査の結果、1,096点を獲得し、標準点960点を超えたことから、静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体が本件の候補者として選定されました。

資料2ページをご覧ください。こちらは寒川町指定管理者選定委員会から町長に宛てられた審査の結果についての答申でございます。

資料3ページをご覧ください。採点の結果でございます。静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業

体が獲得した1,096点は、満点の68.5%に当たる評価となっております。これまでの5年間田端スポーツ公園の維持管理を担ってきたわけですが、グラウンドの状況はとても良好に保たれており、利用者からも好評を得ているところでございます。

続きまして、タブレット資料04－3資料2募集要項、仕様書、審査基準、リスク分担表、備品リストをご覧ください。資料1ページから13ページが、指定管理者公募の際の募集要項、14ページから18ページが業務仕様書、19ページが審査基準、20ページがリスク分担表、21ページが施設の管理業務の一覧表となっております。

次に、タブレット資料04－4資料3申請書、協定書、法人概要、事業実績書をご覧ください。資料1ページは、静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体より提出された申請書でございます。

次の資料2ページをご覧ください。こちらは静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体を構成する静岡ビル保善株式会社とシンコースポーツ株式会社が、申請に当たりまして令和2年9月25日に締結した共同事業体協定書でございます。

資料3ページをご覧ください。業務の分担につきましては、静岡ビル保善株式会社が管理運営全般総括業務を担い、シンコースポーツ株式会社が受付案内、電話対応業務、自主事業の運営業務を受け持つこととなります。

資料6ページから58ページにつきましては、静岡ビル保善株式会社の法人の概要、実績等で、59ページ以降につきましては、シンコースポーツ株式会社の法人の概要、実績等でございます。資料に記載のとおり両法人ともに指定管理者として数々の実績を残しているところでございます。

続きまして、タブレット資料04－5資料4事業計画書をご覧ください。なお、これらの事業計画書の概要についてご説明申し上げますが、寒川町情報公開条例第5条の規定に基づき、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに係る部分につきましては、選定者の意向によりマスキングしておりますので、ご了承ください。

それでは、資料2ページをご覧ください。資料3ページ以降の内容は、こちらに記載のとおり、運営管理の基本方針、サービスの向上、独自の提案、利用者ニーズの把握、維持管理経費、自主事業計画、運営管理体制、候補者の労働条件、人材育成、収支計画、利用料金、個人情報保護と情報公開、危機管理体制、環境への配慮、業務の再委託についてとなっております。

最後に、先ほど申し上げましたが、これまでも施設の維持管理は良好に行っており、また昨年10月の台風19号の被害を受けた際にも復旧にご尽力いただいているところでございます。今後につきましても引き続き指定管理者としっかりと連携を取り、町民の皆様のスポーツ活動の推進と健康増進に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第77号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

【横手委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

青木委員。

【青木委員】 1つだけ質問させてください。標準点が今回960点で合格点だったんですけども、今回1社だったわけじゃないですか。これがもしも不合格だったらどういった対応されるのか、それだけ知りたいなと思ひまして、お尋ねします。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 標準点を満たさないということは、指定管理としての資質に欠けるという部分になりますので、再募集をかける、その間は直営で施設を管理することになると思います。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ。今回静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体が引き続きという形になるろうかと思います。これまでの町での運営実績等もあって、標準点を超えていらっしゃるの、問題ないかなとは思いますが、1つ気になるのが、他にない斬新で魅力的な事業内容が提案されているかという項目については、基準点を、1点ですけど、下回っている中で、これまでの実績の中で、この辺というのは自主事業であるとか、これまでやってきていただいたんですけど、新たに受けるに当たって、新しい提案とかがあまりされていなかったのかというところについては、気になるころなんです、その辺についての改善というのは、この後でも担当課との様々な話し合いの中で改善がされていくものと捉えてよろしいでしょうか。

【横手委員長】 亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 今いただいたご意見なんですけども、これまでもどちらかというと施設の管理では適切に行えたというんですけど、やはり自主事業という部分で物足りない点がございまして、年2回あるモニタリング、あと月1回のちょっとしたモニタリングの中でも指摘してきました。今回につきましては、かなりの自主事業ということで、計画に載せられてありますので、今後その辺を今までの過去の状況も見ながら、指定管理者とよく話し合っより、よい自主事業を実施してもらって、さらにその施設の魅力を発揮していただくような形で進めていきたいと考えてございます。

以上です。

【横手委員長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

12月会議で文教福祉常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょう。どうしましょうか。

(「ちょっと」の声あり)

【横手委員長】 そうすると、20分ぐらい必要ですか。10時半でいいですか。20分間、分かりました。それでは、討論、採決のための休憩を取らせていただきます。

暫時休憩いたします。再開は10時30分。

【横手委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第73号 寒川町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

太田委員。

【太田委員】 賛成の立場で討論させていただきたいと思います。様々今まで町としての方針がありましたけれども、今回のコロナ禍での環境の変化、また子育てしやすい町への対応を英断していただいたところ、また迅速に対応したところ、寒川町が子育てに、また環境充実に向けてスタートしていけるのかなと思っておりますので、そういった意味で賛成とさせていただきます。

【横手委員長】 続いて、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

細川委員。

【細川委員】 小児医療費の所得制限の撤廃は、非常に歓迎することでございます。私は、遅きに失した感があると思っております。これまで日本共産党会派は、小児医療費の拡充と合わせまして所得制限をなくすよう、制度の充実を求めてきたところでございます。最近ではこの4年間予算・決算において実現を求め、討論してきた経緯がございます。まず、その第一の理由として、1つは、子育て支援は少子化対策の重要な柱であることであります。2つ目は、現役世代の定住策にもなることであります。それから3番目には、所得の高い低いで差別することは教育ではあってはならない、そういった立場でございます。子育て世帯を平等に支援することが必要であります。4つ目は、所得制限が少子化対策や町の活性化策を阻害する要因になること、これはいわゆる逆行することじゃないかということでございます。などを主な理由と述べ、長期間にわたり要求してきたところでございます。その結果が、先ほど申しましたように、遅ればせながら実現したことは、子育て家庭にとり、また児童にとり、本当に喜ばしいことであり、歓迎いたします。今後も小児医療費の拡充を目指して取り組んでまいります。取りあえず高校3年生まで今後実現を目指すために、さらに尽力していきたいと思っております。

以上、賛成討論いたします。

【横手委員長】 それでは、反対討論のある方はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、そのほかに賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。では、これより議案第73号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第76号 寒川町ふれあいセンターの指定管理者の指定について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 賛成討論のある方。

青木委員。

【青木委員】 ふれあいセンターの指定管理者の件ですが、本来町直営で運営されなきゃならない施設なんです、公益財団法人寒川シルバー人材センターは、高齢者の社会参加の場の確保と社会貢献の推進を図るという目的があります。寒川町ふれあいセンターは、高齢者の活動の場として設置され、目的は合致していることから賛成といたします。

【横手委員長】 次に、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号 寒川町町営プールの指定管理者の指定について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

細川委員。

【細川委員】 指定管理者の指定に反対討論します。1つは、公の施設とは、住民の権利、福祉を増進する目的で利用する施設だと思っています。かつて管理は公共団体に限定されていましたが、経済界から規制緩和を求められ、2003年の法改正であったと思います。一般企業やNPOにも管理を任せることが開放されたわけであり、経済界は2兆円市場と言われて宣伝してきたわけであり、設備投資なしでもうけられると歓迎してきたこれまでの経緯があります。これまで町はアウトソーシングということで、民間活力を引き出すそのノウハウを称賛し、指定管理者任せの運営に切り替えてきましたが、問題点として幾つかあります。民間事業者は、営利を基本としていることです。目的としている。それから2つ目には採算が合わなければ撤退する、以前こういうことが全国でも起きております。また、倒産もあり得るということから、不安定な事業者も幾つかあるということを指摘します。それから3つ目には、利益を追求するあまり、事業体によっては人件費の削減、これが一番手っ取り早い方法、そういう傾向にあるということが言えます。サービスの低下をそこから切り詰める、いろんなところから利益を上げるために低下を招くおそれもあるんじゃないかということです。それから経営では、物的経費はほとんど減らずに、同じことになります。人件費が大きく引き下げられる、いわゆる非正規雇用がはびこってしまう、多くなる、そういう危険性があるんじゃないかということでございます。本来利益を追求しない公の職員の仕事も奪われてしまう、官製ワーキングブアという言葉が盛んに言われました。それを生み出す結果につながることから、以上のことを述べまして、反対といたします。

以上です。

【横手委員長】 では、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 それでは、賛成討論のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、ほかに討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。これより議案第74号 寒川町町営プールの指定管理者の指定についての採決をいたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第77号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定について、討論はありませんか。まず、反対討論のある方。

細川委員。

【細川委員】 先ほどの町営プールの指定管理者の指定の理由と同じ内容でございますから、全く同じになると思いますから、一旦、やったほうがいいですか。

【横手委員長】 という理由で、どうぞやってください。

【細川委員】 指定管理者の指定、先ほども申しました。公の施設というのは、住民の福祉を増進する目的で利用する施設であります。私はそういう理解をしております。管理はかつて公共団体に限定されていたわけですが、これは経済界が主導して規制緩和を求めたということでございます。それで一般企業、あるいはNPOに管理者が解放されたという経過がございます。経済界そのものは2兆円の市場となるということも言っていました、確かに。そういったことがあります。当然公の施設ですから、設備投資が要らないということで、若干言葉はいいか悪いか分かりません。もうけられる、そういうことで歓迎してきたのではないかとこの経緯があったということです。

町の公共事業、いわゆる公共のものはしっかりと町で確保していくことが、人材確保、あるいはやっていくことが必要だという観点から、アウトソーシングという言葉が盛んに言われましたけど、民間活力、確かにノウハウも持っていられるかもしれませんが、しかし、それ以上に指定管理者任せの運営に切り替えていくことがどうかということです。問題点も多々あります。1つは、民間事業者は営利を基本、あるいは目的としている、これは間違いないと思います。採算が合わなければ撤退するし、また倒産もあり得ることでございます。そういうことから不安定な事業者も出ることあります。利益を追求するあまりに人件費を削り、住民サービスの低下が招かれるのではないかと、そういう危惧することもございます。また、経営では、物的経費はほとんど減らずに、人件費が大きく減らされる可能性がなきにしもあらずというところで、そこで非正規労働者、これはあってはならないということと私たちは思っております。本来利益を追求しない公の職員の仕事も奪われ、官製ワーキングプアと盛んに言われました、これは何年か前には。今も一部で言われています。それを生み出す結果にもつな

がるんではないか、そういうところから反対といたします。

以上でございます。

【横手委員長】 続いて、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 反対討論のある方は。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 では、賛成討論のある方、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【横手委員長】 ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

では、これより議案第77号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【横手委員長】 賛成多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。これをもちまして文教福祉常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時43分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年2月24日

委員長 横 手 晃